第百条の二十六第二項第三号	前二号	前二号又は一部改正法附則第七条第二十六項第一号若しくは第二号
	検査業務	検査業務又は一部改正法附則第七条第二項第二号イに規定する相当検査業務
第百条の二十六第二項第四号	第百条の十九第一項	第百条の十九第一項若しくは一部改正法附則第七条第十五項
	同条第二項各号	第百条の十九第二項各号若しくは一部改正法附則第七条第十六項各号
第百条の二十六第二項第五号	この法律	外国登録検査機関に対し、この法律
	、外国登録検査機関に対しその業務又は	その業務若しくは
	求めた場合	求めた場合又は一部改正法附則第七条第二十六項第五号の報告を求めた場合
第百条の二十六第二項第六号	、その職員に	その職員に
	又は事業所	若しくは事業所
	又は帳簿書類	若しくは帳簿書類
	検査させようとした場合	検査させようとした場合又はその職員に一部改正法附則第七条第二十六項第六号の検査をさせようとした場合
第百条の二十六第二項第七号	次項	次項又は一部改正法附則第七条第二十七項

31　発効日前に第九項、第十二項、第十八項、第十九項又は第二十五項の規定によりされた命令は、発効日以後は、新法第百条の十六第二項、第百条の十七第二項、第百条の二十一、第百条の二十二又は第百条の二十六第一項の規定によりされた命令とみなす。

32　第三項各号のいずれかに該当する者は、新法第百条の十二第三項の規定の適用については、同項各号のいずれかに該当する者とみなす。

第八条　前条第二十五項の規定による相当検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　船舶所有者が、偽りその他不正の行為により附則第六条第二項の証書又は同条第四項の証書の交付、再交付又は書換えを受けたときは、二百万円以下の罰金に処する。

3　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　前条第十七項の規定による許可を受けないで相当検査業務の全部を廃止したとき。

二　前条第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

4　前条第二十二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

5　船舶所有者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、船舶所有者の業務に関し、第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、同項の刑を科する。

6　前条第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十六項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

（準備行為）

第九条　新法第百条の十二第一項に規定する登録を受けようとする者は、発効日前においても、その申請を行うことができる。新法第百条の十六第一項の規定による検査業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした処分、手続その他の行為であって、新法（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（船員保険法の一部改正）

第十三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項ただし書中「第四十七条」を「第四十七条第一項及び第二項」に改め、「できる場合」の下に「（同条第四項の規定による請求がされた場合にあっては、被保険者又は被保険者であった者の職務外の負傷又は疾病につき被保険者又は被保険者であった者に故意のある場合に限る。）」を加える。

（船員職業安定法の一部改正）

第十四条　船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項及び第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「第六十二条」を「第三十六条第三項、第六十二条」に、「第六十五条の二第二項（同法第八十八条の二の二第三項」を「第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項」に、「第六十五条の三（同法第八十八条の二の二第三項において読み替えて」を「第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の二の二第六項において」に改め、「（同法第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第八十八条の二の二第一項」を「、第八十八条の二の二第一項から第三項まで」に、「並びに第八十八条の七」を「、第八十八条の七並びに第百十八条の四第三項」に、「基づいて発する」を「基づく」に、「及び同法第六十五条」を「並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）」に、「同条中」を「同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中」に、「第八十八条の二の二第二項中「その労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合」を「第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」に、「、あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」を「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」に、「休日において作業に従事することを申し出た」を「次に掲げる申出をした」に、「休日において作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た」を「派遣元の船舶所有者に次に掲